

令和8年度さいたま市テレビ広報番組制作・放映(代理)業務に関する質疑応答票

No.	質問	回答
1	水準書6(1)ウ(ア)について 市公式SNSについて、広報番組で使用する予定のSNSについて媒体・アカウント等を教えていただきたい。ホームページはSNSに該当しないと認識しております。	使用するSNSは、市公式アカウントのYouTube(saitama citypr)、LINE(さいたま市)、X(さいたま市広報課)、Instagram(さいたま市【公式】、さいたまnote【さいたま市公式】)を想定しています。カッコ内はアカウント名です。ホームページについてはお見込みのとおりです。ただし、YouTubeのURLについてはホームページ及びLINEに掲載予定です。Xについては動画の埋め込みを予定しています。
2	水準書6(2)キの提供する映像データは、6(1)ウ(ア)aの納品物、「概要版の映像データ」という認識でよいか、または別のものか。納品映像は各回長尺(15分)、短尺(15秒から2分)の2種類となるか。	お見込みのとおりです。
3	概要版の映像データの尺について、15秒から2分と幅が大きい。制作上、尺により方向性が異なるため、さいたま市様の使用用途・目的を教えてください。	【使用用途】 概要版については、市公式YouTubeで配信します。テレビ放映前に市ホームページやLINE、Xで配信のお知らせをする際にYouTubeのURLを掲載します。 【目的】 最近の視聴者行動の傾向として、YouTube動画からの早期離脱があり、課題と感じています。概要版は、スマートフォンでの視聴・情報接触を前提とし、視聴者が短時間で全体の内容を把握し「自分に関係あるか」「視聴する価値があるか」を判断できることを目的とします。
4	現在、市のホームページでは放送前に予告の映像が掲載されているが納品物にはこの予告としての動画の設定がないため、今後のホームページ掲載の構成や掲出のタイミングの想定を教えてください。	前述のとおり概要版はテレビ放映前に市ホームページ等に掲載します。現在、市ホームページで公開している15秒の予告動画はテレビでの再放送後に長尺の本編動画と差替えますが、今回の概要版については質問3の回答のとおりであり、再放送後も長尺の本編動画と併せて市ホームページに掲載する予定です。
5	様式5のDVDの提出枚数は1枚でよいか。	お見込みのとおりです。